

災害事例
と
その対策
No.12

トラックへ建設部材を積込み中、 荷台から転落する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 35名
3. 被災者 トラック運転者 男性52歳 経験30年
4. 傷病名 頭部急性硬膜下血腫（発生翌日死亡）
5. 災害発生状況

本件災害は、配達すべき建築部材をトラック（4 t 車）にフォークリフト（最大荷重 2 t）を使用しての積込み作業で、被災者が荷台上で手作業にて位置決めを実施中に、荷台上から転落して地面に後頭部を打ちつけ被災したものである。

災害発生当日は、翌日配達分の建築部材の積込みのため被災者は、荷主倉庫に午後 6 時頃到着後、事務所にて積込みについての指示を受け、荷主の作業員 2 名（1 名がフォークリフト運転者）と倉庫に向かった。

この積込み作業は、通常40分から50分程度を要する作業であった。

最大積載量3.7 t のトラック荷台サイズは幅2.35m長さ6.2m高さ1.05mで最初に荷台前部から後部に部材を積込み片側 3 個、全部で 6 個の部材の積込み作業に取り掛かった。作業は倉庫内置場からフォークリフトを使用して横持ちし、車上に積付けする手順で進められた。荷台片側 3 個の積込みを終了し、片側 2 個目の部材（長尺物）を積込もうとしたが品物によじれが生じたので荷台上で積替えを行っていたところ（被災者は荷の位置を手作業で調節していた）被災者は荷台後部右端から後方に転落し、後頭部を地面に打ちつけ急性硬膜下血腫を起こし、翌日死亡した。他の作業員は転落場面を目撃していなかった。

6. 問題点

- (1) 狭い荷台上で固縛治具等を用いているため、足場の確保が困難なうえ、不安定な姿勢で作業をしたこと。
- (2) 運転席に保護帽を置いたままで着用していなかったこと。
- (3) 作業計画を定め、かつ、当該作業計画による作業が行われていなかったこと。

7. 防止対策

- (1) 荷台上での作業はトラック後部に余地を確保できる姿勢で行う。
- (2) 5 t 未満の貨物自動車であっても転落のおそれがあるので荷台上で作業を行う者に保護帽を着用させる。“たかが 1 m されど一命取る”であり保護帽着用を習慣化する。
- (3) 車両系荷役運搬機械等を使用しての積卸し作業時は、作業計画を定め、作業員全員に周知するとともに、作業指揮者を選任し、その者の指揮により作業を行う。

（関係法令）

＝労働安全衛生法＝

・第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

・第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画（整理・整頓を含む）を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

・第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

